

国立大学法人岩手大学ダイバーシティ推進委員会規則

令和4年3月25日 制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学ダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 国立大学法人岩手大学における中長期的なダイバーシティ推進方針に関すること。
- 二 ダイバーシティ推進に係る重要事項の意見集約に関すること。
- 三 ダイバーシティ推進に係る学内組織間及び外部機関との連絡調整に関すること。
- 四 ダイバーシティ推進に係る重要施策の実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 副学長
- 四 学部長
- 五 研究科長
- 六 学務部長、研究・地域連携部長、法人運営部長及び法人運営部次長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。